

神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画
計画段階環境配慮書に対する意見書

平成 27 年 1 月 23 日

住所 〒102-0082

東京都千代田区一番町 9-7 一番町村上ビル 6 階

ふりがな
氏名 NPO法人 気候ネットワーク 代表 浅岡美恵

連絡先 03-3263-9210

発電所アセス省令第 13 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を、次のとおり提出する。

意見の内容及びその理由

1. 石炭火力発電の問題について

①昨今、早急な気候変動対策が求められており、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第 5 次評価報告書では、とりわけ石炭について、エネルギーインフラ投資の在り方を変えていく必要性が強調されているところである。そのような状況の中、天然ガスの約 2 倍の CO₂ を排出する石炭火力を新設することは、将来の気候変動へ甚大な環境影響を及ぼすことになる。よって、そのことを無視した本事業の実施には反対する。

②今後建設される発電所は、少なくとも LNG 火力が達成している約 350g/kwh という CO₂ 排出原単位を実現できる水準を満たすべきである。この観点からすると、石炭火力発電は IGCC 技術でもこのレベルには到達しがたく、いかに高効率でも今後の石炭火力発電所の建設自体が環境への配慮を著しく欠くものであると言わざるを得ない。さらに、今回採用される USC 技術は IGCC よりも効率が劣るものであり、環境上の影響は一層大きく、建設は容認できない。

③今後省エネ・再生可能エネルギーが普及していくことや、本発電所が稼働する 2021 年以降には人口減少に伴い、エネルギー需要がさらに減少することを考えると、このような大幅な設備増加は必要であるとは考えにくい。最も CO₂ 排出の多い燃料である石炭での火力発電所の建設の必要性はないと考えられる。

④日本政府は、環境基本計画において、2050 年に温室効果ガス排出量を 80%削減させる目標を閣議決定している。本事業が少なくとも 30 年程度稼働することを考えると国の目標と整合せず、本事業の正当性は認められない。

⑤計画段階配慮書は、事業の枠組みが大まかに決定した後にアセスメントを行っても対策の検討や実施が困難であるという問題点を解消するために生まれた制度である。しかし、事業を実施しない場合を含めた他案を検討せず、事業実施ありきで配慮書が作成されるのであれば、本制度自体が意義を失う。事業実施なしを含めて、他の選択肢の検討を行うべきである。

意見の内容及びその理由

⑥エネルギー基本計画における記述をもとに、石炭は経済性面に優れるとしているが、為替動向の変化や、途上国を中心とする石炭需要の変化などの石炭価格への影響は予測がつかない上、国際的な CO₂ 規制強化による炭素価格の上昇によって、石炭火力発電の経済性は低下する可能性が高い。これまでに公表された他社の石炭火力発電所建設計画に対しては、経産大臣が CCS の導入に向けて二酸化炭素分離回収設備に関する検討を行うことを求めており、本事業でも同様に意見が出されると考えられる。CCS が導入されれば事業の採算性は下がる可能性があるが、その場合の経済性に関する見解を示すべきである。

2. CO₂ 排出に関する取り扱いと「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」との整合性について

本配慮書では、「石炭を燃料とする最新鋭の発電技術（経済性・信頼性において問題なく商用プラントとして既に運転開始をしている最新鋭の発電技術）である超々臨界圧発電設備を導入することにより発電電力量当たりの二酸化炭素排出量を低減し、環境への影響を低減することが可能である」として、CO₂ 排出量について検討されていない。

しかし、IPCC 第 5 次評価報告書において示されたように、CO₂ は気候変動の主因であり、地球環境に多大な影響を及ぼすことは明白である。仮に、使用される技術が BAT に該当するとしても、事業によって引き起こされる CO₂ の総排出量の影響を検討し、対応を実施することは、事業者の社会的責任として不可避である。

「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」によれば、事業によって「重大な影響を受けるおそれのある環境要素の区分を明らかにすべき」（p23）とあり、CO₂ 排出量の程度が著しい事業は「重大な環境影響」を持つとみなされる（p26）。回避・低減が可能、影響が可逆的、短期間であるなどの特性を持つ影響は、方法書以降で扱うことができるとされている（p24）が、本事業を通じて大量に排出される CO₂ による気候変動への影響は回避できるものでなく、またその影響が不可逆的であり、長期間にわたる。事業の計画段階において検討されるべき事項であることは論を待たず、この点を欠く本配慮書は、十分に環境保全について検討しているとみなすことはできない。

さらに、2013 年 4 月 26 日に経済産業省・環境省が公表した「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」（以下、「取りまとめ」）によると、天然ガス火力を超過する純増分（最新型の天然ガス火力発電所と比較した差分など）について海外での削減取組みなどの対策を行っている場合には、事業者が環境保全措置を行っているとはみなされる。しかし、本配慮書においては、そのような措置については触れられていない。

3. CO₂ 排出による環境影響に関する具体的な情報について

本配慮書においては CO₂ に関連する詳細データが示されていない。これでは、本事業の技術が BAT に該当するかを判断することもできない。CO₂ 排出量や発電端効率、送電端効率は環境の保全の見地から検討するにあたって欠くことのできない情報であり、配慮書に記載されてしか

るべき事項である。事業実施の是非にも関わる重要な情報であると考えられるため、事業者にはこれらの情報を開示することを求める。

4. 大気への影響について

本配慮書に示された大気質の状況によると、微小粒子状物質（PM2.5）は、一般環境大気測定局 13 局中（年間有効測定日数を満たした局数。以下同様）7 局で環境基準の長期基準に適合せず、12 局で短期基準に適合していない。自動車排出ガス測定局 13 局中では、すべての局で長期・短期基準に適合していない。

また、光化学オキシダントは、測定が行われている一般環境大気測定局 27 局、自動車排出ガス測定局 1 局のすべてにおいて環境基準に適合していない。

このような現状に加え、石炭火力発電所の新設による大気環境への悪影響が懸念されるが、本配慮書では計画段階配慮事項に選定されていない。本事業が大気質にどのような影響を及ぼすのか説明を求める。

5. 情報公開について

環境アセスメントにおいて公開される計画段階環境配慮書などの資料は、縦覧期間が終了しても閲覧できるようにすべきである。また、期間中においても、印刷が可能にするなど利便性を高めるよう求める。